

令和 6 年度

第 42 回

福岡県立筑前高等学校同窓会総会

総会資料



日 時 令和 6 年 6 月 22 日 (土) 10 時 30 分

場 所 福岡県立筑前高等学校

同窓会 H P <http://www.chikuzen-aa.jp/>



令和 6 年度 第 42 回 同窓会総会次第

- 1 開会
- 2 物故会員への黙祷
- 3 会長挨拶
- 4 名誉会長挨拶
- 5 当番幹事代表挨拶
- 6 来賓紹介・挨拶
- 7 議長選出
- 8 議事
 - (1) 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告
 - (2) 第 2 号議案 令和 5 年度決算報告
 - (3) 第 3 号議案 同窓会会則の一部変更 (案)
 - (4) 第 4 号議案 令和 6 年度役員・理事(案)
 - (5) 第 5 号議案 令和 6 年度事業計画(案)
 - (6) 第 6 号議案 令和 6 年度予算 (案)
- 9 議長退任
- 10 閉会

令和 5 年度 福岡県立筑前高等学校同窓会事業報告

1 総会開催

令和 5 年 8 月 12 日（土）11 時 00 分～

場所 ホテルオークラ福岡

2 会報誌等の発行

第 40 号 令和 5 年 7 月 WEB 掲載

3 学校行事への後援・参加および協力

入学式・卒業証書授与式等

4 卒業証書入製作・寄贈

令和 6 年 3 月 1 日 卒業生 356 名

5 本校の筑前賞に対して、記念品として盾を寄贈（8 名）

学業の部 学業における活躍・功績が特に顕著であった者（3 名）

諸活動の部

ア 生徒会活動における活動・功績が特に顕著であった者（1 名）

イ 部活動における活躍・功績が特に顕著であった者（4 名）

6 同窓会活動活性化

二十二歳会の支援（38 期生）

二十歳会の支援（40 期生）

部活動 OB・OG 会活動支援

OB・OG による社会人講話

7 同窓会事業

ホームページ整備

平成29年度 筑前高等学校同窓会決算報告

再告知、元会計担当者の帳簿未提出を原因として決算不能

第35回 同窓会総会・懇親会 会計報告

再告知、元会計担当者の帳簿未提出を原因として決算不能

第37回 同窓会総会・懇親会 会計報告

会計報告書確認中

会計報告書確認中につき次期、第43回 同窓会総会にて行う予定とします。

第2号議案 令和5年度決算報告

HP上は非公開とします

閲覧をご希望の方は、定例会にお越し下さい

定例会 毎月第二金曜日 19：30～ 早良市民センター

詳しい日程はホームページでご確認下さい

福岡県立筑前高等学校同窓会会則変更~~（案）~~

1 会則変更の内容

現行会則と変更会則案の対照表

現行会則	変更会則案	備考
第 2 章 会 員	第 2 章 会 員	(追加)
	第6条 退会について (1)中退、転出、退学による退会時に、会員からの退会届が受理された場合のみとする。	
第 3 章 役 員	第 3 章 役 員	(変更)
(5) 会計 3名 うち、1名は、福岡県立筑前高等学校事務長とする	(5) 会計 3名	(変更)
(6) 書記 5名程度	(6) 書記 5名程度	(変更)
別に1名は、福岡県立筑前高等学校企画広報課主任とする。		(削除)
(7) 理事長		(削除)
(9) 理事		(追加)
(11) 監査 2名 会の運営及び経理事務を監査し、総会に報告する	(8)代表幹事 各期2名以上 会長及び常任理事の指揮のもと、本会の運営に当たる。 (10) 監査 会の運営及び経理事務を監査し、総会に報告する。	(変更)
第 5 章 会 議	第 5 章 会 議	(変更)
第9条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、理事長及び常任理事で構成し、予算案、会則改正案及び本会運営上重要な事項を審議し、理事会に諮るべき議案を作成する。	第10条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、各部長で構成し、予算案、会則改正案及び本会運営上重要な事項を審議し、定例会に諮るべき議案を作成する。	(変更)
第10条 理事会は、役員・理事長・常任理事及び理事で構成し下記の事項を審議する。	第11条 定例会は、役員・監査・常任理事及び代表幹事で構成し、下記の事項を審議する。	(変更)
第11条 理事会は、本会運営上重要事項で、かつ議決に急を要する場合、理事会の議決をもって、臨時総会の議決に替えることができる。この場合、次期総会において報告しなければならない。	第12条 定例会は、本会運営上重要事項で、かつ議決に急を要する場合、定例会の議決をもって、臨時総会の議決に代えることができる。この場合、次期総会において報告しなければならない。	(変更)
第 7 章 忌 辞	第 7 章 忌 辞	(変更)
第17条 会員・役員・旧役員・本校職員および旧職員の弔辞には弔電を出す。また名誉会長・旧名誉会長・会長・旧会長および本校職員の場合は生花を捧げる。	第17条 会員・役員・旧役員・本校職員および旧職員の弔辞には弔電を出す。また名誉会長・旧名誉会長・会長・旧会長および本校職員の場合は15,000円以内の生花を捧げる。	

2 会則変更の理由及び効力発生日

(1) 会則変更の理由

退会希望者についての対応するため

現状の同窓会の運営にあわせて役員を変更。またそれに伴い会議も変更する。

(2) 会則変更の日程

総会開催日:令和6年6月22日

会則変更の効力発生日:令和6年6月22日

役 職	摘 要	期 生
名誉会長	福岡県立筑前高等学校長 山本 秀史	
会 長	江藤 崇	18期生
副 会 長	加茂 正彦	11期生
副 会 長	落合 正雄	14期生
会 計	森田 敬義	16期生
会 計	川上 伸悟	14期生
会 計	堤 尚子	14期生
書 記	山崎 登志也	15期生
書 記	松崎 涼平	16期生
常任理事	寺島 千春	11期生
常任理事	刀根 祐子	11期生
常任理事	南 裕一郎	13期生
常任理事	松尾 恵太	16期生
常任理事	野中 香織	18期生
常任理事	桑原 祐子	18期生
常任理事	金子 尚治	18期生
常任理事	岩崎 和明	27期生
常任理事	原口 宗谷	27期生
常任理事	安丸 仁史	30期生
常任理事	南正覚 優太	30期生
常任理事	鬼塚 陽人	38期生
代表幹事	大坂 圭	21期生
代表幹事	一ノ瀬 峻	21期生
代表幹事	村上 亜也子	21期生
代表幹事	白水 都	21期生
監 査	前田 陽	14期生
監 査	宮崎 大輔	16期生
顧 問	野田部 千壽	1期生

令和 6 年度 福岡県立筑前高等学校同窓会事業計画~~（案）~~

- 1 総会開催 令和 6 年 6 月 22 日（土） 10 時 30 分～
場所 福岡県立筑前高等学校
- 2 各期同窓会の育成
はたち会（41 期生）20 歳記念同窓会開催支援
みそじ会（31 期生）30 歳記念同窓会開催支援
当番幹事（21 期生）40 歳記念同窓会開催支援
- 3 地域同窓会支部の設立支援
- 4 部活動 OB・OG 会設立支援
- 5 会報誌等の発行 第 42 号 令和 6 年 7 月 WEB 掲載予定
- 6 ホームページの整備
- 7 その他
 - ・学校環境整備
 - ・学校行事の後援
 - ・卒業証書入れ寄贈
 - ・筑前賞記念品寄贈
 - ・教育振興への取り組み
 - ・OB・OG による社会人講話

第 6 号議案 令和 6 年度予算

HP 上は非公開とします

閲覧をご希望の方は、定例会にお越し下さい

定例会 毎月第二金曜日 19：30～ 早良市民センター

詳しい日程はホームページでご確認下さい

福岡県立筑前高等学校同窓会会則

第1章 総則

(名称、事務局所在地)

第1条 本会は、福岡県立筑前高等学校同窓会と称し、事務局を福岡市西区千里111番地1に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦研鑽を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。また、本会及び同役員会の名称を、本会趣旨と関係のない「営利・政治・宗教」等への活動に使用してはならない。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)総会の開催 (2)各期同窓会の育成 (3)地域同窓会支部の育成 (4)会員名簿の作成 (5)会報等の発行
- (6)創立記念事業の実施 (7)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(本部・事務局・支部)

第4条 1. 本会は、その本部及び事務局を福岡県立筑前高等学校内に置く。

2. 本会会員多数の居住する地域には、支部を設置することが出来る。

3. 支部を設置する場合は、その支部名・事務所並びに支部役員を定め本会に通知し、理事会の承認を得なければならない。

4. 本会の設立年月日は、昭和58年4月1日とする。

第2章 会員

第5条 本会は、下記の会員で組織する。

- (1)通常会員：福岡県立筑前高等学校入学生 (2)特別会員：福岡県立筑前高等学校現旧教職員

第6条 退会について

- (1)中退、転出、退学による退会時に、会員からの退会届が受理された場合のみとする。

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置き、その任務はそれぞれに掲げるとおりとする。

- (1)名 誉 会 長 福岡県立筑前高等学校校長とする。
- (2)会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (3)副 会 長 5名以内 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (4)校 内 幹 事 若干名 福岡県立筑前高等学校卒業生で福岡県立筑前高等学校職員。不在の場合は、
福岡県立筑前高等学校職員より選出。
- (5)会 計 3名 会費及びその他の収入を収納し、正規の手続きを経て支出を行い、一切の収支を
正確に記録し出納事務を掌る。また、会計監査を経た決算報告書を総会に提出する。
- (6)書 記 5名程度 諸会議の連絡並びに議事を記録し、関係書類を保管する。
- (7)常 任 理 事 正副会長と共に定例会を構成し、本会の会務を処理する。
- (8)代 表 幹 事 各期2名以上 会長及び常任理事の指揮のもと、本会の運営に当たる。
- (9)幹 事 各卒業期 各クラス2名 各会員の連絡に当たる。
- (10)監 査 会の運営及び経理事務を監査し、総会に報告する。
- (11)顧 問 会長は、必要に応じて顧問を委嘱することが出来る。
- (12)任 期 本会の会長、副会長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。また、
役員の選出は、会長の指名とする。

第4章 総会

第8条 1. 総会は、本会の最高議決機関である。 2. 総会は、定例会及び臨時総会とする。

3. 総会は、全て会長が召集する。

第9条 1. 定例総会は、原則として毎年開催するものとする。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、役員会の承認を得て開催することが出来る。

第5章 会議

第10条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、各部長で構成し、予算案、会則改正案及び 本会運営上重要な事項を審議し、定例会に諮るべき議案を作成する。

第11条 定例会は、役員・監査・常任理事及び代表幹事で構成し、下記の事項を審議する。

(1)役員会より提出された議案について審議決定する。 (2)会長の付託事項を審議する。

(3)通常会員の中から会長を選出する。 (4)支部設置・賛助会員の承認。

第12条 定例会は、本会運営上重要事項で、かつ議決に急を要する場合、定例会の議決をもって、臨時総会の議決に代えることができる。この場合、次期総会において報告しなければならない。

第13条 会議はすべて会長が召集し、議決は会の出席者の過半数の承認により成立する。

第6章 会計

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 本会の予算は、役員会で立案し、総会の承認を得なければならない。

第16条 会費は、在学中に納入したものをもち、終身会費とする。

第7章 弔辞

第17条 会員・役員・旧役員・本校職員および旧職員の弔辞には弔電を出す。また名誉会長・旧名誉会長・会長・

旧会長および本校職員の場合は15,000円以内の生花を捧げる。

第8章 補則

第18条 新入会員の入会は、入学式時に書面にて実施する。また卒業式前日に同窓会説明会を実施する。

第19条 会員は、住所、氏名に異動が生じたときは、事務局に報告しなければならないものとする。

第20条 本会則は、昭和60年8月4日より施行する。

令和6年6月22日一部改正

付 則 この会則の一部を改正する会則は、令和6年6月22日から施行する。